

## 『ゴルフ場利用税』の廃止を求める決議（案）

我が国では、平成元年の消費税導入時に、パチンコ場、ボウリング場等に係る娯楽施設利用税が廃止されたにもかかわらず、担税力のある裕福な者が行うスポーツとしてゴルフ場の利用についてのみに新たに『ゴルフ場利用税』を設け、いまだに課税が存続している。

「スポーツ基本法」において生涯スポーツ社会の実現が理念として定められている中、今やゴルフは子供から高齢者、障害者まで広く国民スポーツとして親しまれており、ゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場が他の屋外スポーツに比べ地方公共団体から格段の行政サービスを受けているというのではなく、雇用や資材の購入など地域との共存共栄を目指すものであり、利用税をゴルフ場のみに課する理由は税の公平性の観点からも不当なものがある。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックにおいて、百十二年ぶりにオリンピック夏季大会の正式競技に復帰し、国際的にも生涯スポーツとして認知されている中、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行うことは、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として恥ずべきことである。

特に、ゴルフは、我が国の未来を担う子供たちが忍耐力、集中力、判断力やマナーなどを身に付けることができる教育の場でもある中、『ゴルフ場利用税』の存続は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、子供たちの夢や希望を壊すものとなる。

については、『ゴルフ場利用税』については即刻廃止すべきである。  
右、決議する。

平成二十六年十月九日

### 超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長	衛藤征士郎	
会長	麻生 太郎	
顧問	赤松 広隆	高村 正彦
	額賀福志郎	保岡 興治
	山東 昭子	
会長代行	中曽根弘文	
副会長	浅尾慶一郎	安住 淳
	石原 伸晃	漆原 良夫
	小池百合子	下村 博文
	園田 博之	高木 義明
	竹本 直一	藤井 孝男
	細田 博之	小坂 憲次
	田中 直紀	
幹事長	小沢 鋭仁	
幹事長代理	遠藤 利明	
事務局次長	生方 幸夫	
事務局次長	小宮山泰子	